

予備交渉及び事務折衝

- ・日時 令和8年8月14日 8:45～9:00
- ・出席者 大阪市職員労働組合経済局支部書記長
中央卸売市場総務課長代理、総務課担当係長

(局)

- ・これより予備交渉を始める。まず、交渉事項について説明する。
- ・中央卸売市場総務課・企画課・本場・東部市場の職員の勤務時間の割振り変更について協議願いたい。

(支部)

- ・本件については、引き続き事務折衝の場において協議を行うことを求める。

(局)

- ・では、引き続き事務折衝を始める。
- ・中央卸売市場総務課・企画課・本場・東部市場では、常時発生する定常業務ではないが、例年（年次）発生が見込まれ、反復して実施する定例業務として、次のような業務がある。
 - ・トップセールス
 - ・交通安全キャンペーン
 - ・喫煙マナー向上キャンペーン・喫煙指導員との一斉巡回・喫煙対策の巡回
 - ・食中毒キャンペーン
 - ・新任職員の早朝視察
 - ・場内美化活動
 - ・市場体験ツアー
 - ・野鳥対策
 - ・出張料理教室
 - ・設備点検対応
 - ・保安交通

これらの業務について、従来は超過勤務にて対応を行ってきたが、職員の健康保持・増進やワーク・ライフ・バランスの推進などの観点から、勤務時間の割振り変更を活用し、円滑な業務運営及び効果的・効率的な業務執行体制を構築するため、勤務時間の割振り変更を行いたい。

なお、勤務時間については対象業務に応じて変更することとし、パターンは次のとおりである。

	勤務開始	勤務終了	午前終了時刻	前半勤務時間	後半勤務時間	休憩開始	休憩終了	午前勤務時間	午後勤務時間	午前半	午後半
1	3:45	12:15	7:45	4:00	4:30	7:00	7:45	3:15	4:30	4:00	4:30
2	4:00	12:30	8:45	4:45	3:45	8:00	8:45	4:00	3:45	4:45	3:45
3	4:30	13:00	9:00	4:30	4:00	8:15	9:00	3:45	4:00	4:30	4:00
4	5:30	14:00	9:45	4:15	4:15	9:00	9:45	3:30	4:15	4:15	4:15
5	6:00	14:30	10:45	4:45	3:45	10:00	10:45	4:00	3:45	4:45	3:45
6	6:30	15:00	10:45	4:15	4:15	10:00	10:45	3:30	4:15	4:15	4:15
7	7:00	15:30	11:45	4:45	3:45	11:00	11:45	4:00	3:45	4:45	3:45
8	7:15	15:45	11:45	4:30	4:00	11:00	11:45	3:45	4:00	4:30	4:00
9	7:30	16:00	11:45	4:15	4:15	11:00	11:45	4:30	3:15	4:15	4:15
10	8:00	16:30	12:45	4:45	3:45	12:00	12:45	4:00	3:45	4:45	3:45

- ・なお、突発的な対応や緊急対応等は従前のとおり基本的に超過勤務で対応することとし、今回の変更は当該職員の不在時の体制に支障がないことを、各課場長が判断している場合を前提とする。

(支部)

- ・主旨は理解した。持ち帰り検討し、後日回答を行う。

予備交渉及び事務折衝

- ・日時 令和8年8月25日 12:00～12:10
- ・出席者 大阪市職員労働組合経済局支部書記長
中央卸売市場総務課担当係長

(局)

- ・これより予備交渉を始める。まず、交渉事項について説明する。
- ・中央卸売市場総務課・企画課・本場・東部市場の職員の勤務時間の割振り変更について8月14日に行った協議について回答をお願いしたい。

(支部)

- ・本件については、引き続き事務折衝の場において協議を行うことを求める。

(局)

- ・では、引き続き事務折衝を始める。

(支部)

- ・8月14日に説明があった内容については、了解する。

- ・組合員の健康保持・増進やワーク・ライフ・バランスの推進などの観点から基本的に了承するものであるが、特定の組合員に変則的な勤務が集中することがないように配慮されたい。また、突発事態が生じた際などはすぐに相談ができるよう、管理職等との連絡体制を確立しておくこと。

(局)

- ・ご指摘の点については、勤務時間の割振り変更をするにあたり、適切に運用するよう管理監督者と連携して取り組んでいく。